

年末調整・青色申告 説明会

給与支払いをする法人および個人事業者が対象の年末調整説明会と、個人事業者の青色申告者が対象の青色申告決算説明会を開催します。

年末調整説明会（下呂会場）

◆日時 11月14日（金） 13時30分～

◆場所 星雲会館2階 天慶の間

青色申告・年末調整説明会（高山会場）

◆日時 11月21日（金） 10時～（青色申告）
13時30分～（年末調整）

◆場所 高山市民文化会館小ホール

平成23年分から、青色申告決算書用紙は確定申告用紙に同封して送付しています（前年電子申告をされている方には、これらの用紙は送付されません）。なお、確定申告用紙や青色申告決算書用紙は国税庁ホームページからダウンロードすることができますので、ぜひご利用ください。

◇問合せ先／高山税務署

年末調整説明会について ☎ 0577-32-1024

青色申告説明会について ☎ 0577-32-8126

記帳・帳簿などの保存制度対象者拡大について

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大され、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、税務署にお問い合わせください。

◇問合せ先／高山税務署 ☎ 0577-32-1020

2014 親子わくわく科学教室

科学の不思議を体験してみよう！

◆日時 11月22日（土）9時～

◆場所 下呂小学校体育館および各教室

◆対象者 市内小中学校児童および生徒

◆参加料 300円

◇問合せ先 サイエンスの会事務局

☎ 55-0070（萩原北中学校 担当：高瀬）

人工透析療養者への通院交通費助成

人工透析療養を受けるために医療機関へ通院した人に対して、通院交通費を助成します。

◆対象者 本市に居住し、腎臓機能障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている人。

◆助成対象期間 平成26年9月～11月通院分

◆持ち物 医療機関の通院証明書または診療明細書、福祉医療受給者証（重度）、印鑑

◆申請期限 平成26年12月15日（月）

◇問合せ先／福祉部社会福祉課

☎ 52-3936（内線 605）

清流の国ぎふ森林環境税を活用した 平成27年清流の国ぎふ地域活動支援事業の募集

岐阜県が実施する清流の国ぎふ森林・環境基金事業のうち、各種団体などが自ら企画・立案・実行し創意工夫のある、地域の森づくり、川づくり、生物多様性などの環境保全活動に対し助成する、清流の国ぎふ地域活動支援事業の募集（平成27年度事業）を行います。

◆助成対象者 県内に活動の拠点を置く団体、県内に事務所を有する法人

◆補助率等 補助対象経費500千円以下 10分の10
補助対象経費500千円を超える 2分の1
（補助限度額は1事業あたり10万円から125万円）

◆募集期限 12月2日（火） 17時15分まで

事業の応募（補助金申請）に関しては下記までお問い合わせいただくか、岐阜県ホームページを参照してください。

【岐阜県ホームページ】<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/ringyo-mokuzai-sangyo/kanren-jyoho/zei/>

◇問合せ先／経営管理部総合政策課 ☎ 24-2222（内線 254）

女性の人権ホットライン強化週間

配偶者、パートナーからの暴力や職場などにおけるセクシャル・ハラスメントなど、女性をめぐる人権相談に、県内の女性人権相談委員が中心となって電話で相談に応じます。どなたでもお気軽にご利用ください。相談無料・秘密厳守

◆相談日 11月17日（月）～23日（日）

8時30分～19時（土日は10時～17時）

◆相談番号 ☎ 0570-070-810 岐阜地方法務局

11月募集住宅

◆募集期間▷ 11月1日～25日 ◆入居予定日▷ 平成27年1月1日

◇問合せ先／建設部建築課 ☎ 52-2000 内線 218

種別	団地名	住戸番号	構造・階数	間取り	家賃（円）	建設年度	住所
公営	中宮団地	1号棟106号室	中層耐火3階建	3DK	17,300～33,900	S59	金山町金山

※その他、継続して募集をしている住宅もあります。詳しくは建設部建築課までお問い合わせください。

平成27年5月請求分（4月使用分）から

下水道料金を統一します

現在の下水道料金は、旧下呂町の市街地（以下、下呂地区）のみ他地区と料金体系が異なっています。現在の下水道料金を一般家庭の水量20㎡で比較すると、下呂地区では2,138円、他の地区では3,396円となり、約1.6倍の開きがあります。

こうした地域間格差を解消するため、また安定した下水道事業経営のための料金統一の条例案が平成26年9月議会で可決され、平成27年4月1日から施行されます。

今後もさらなる下水道接続への促進と経営の合理化に取り組みますので市民の皆様にはご理解をお願いします。



下水道料金統一の理由

- ◆異なる料金体系による地域格差の解消
 - ①基本水量、基本料金、超過料金の違い
 - ②水量算定方法の違い（一般家庭）
 - 下呂地区・・・家族人数による定量
 - 他地区・・・上水道使用水量
- ◆安定した料金収入の確保による下水道事業経営の維持
 - 今後施設の長寿命化、耐震化、修繕等の実施のため事業費の増加が見込まれるため

下水道料金はこうに変わります

現在の料金

※料金は税抜表示。消費税別途加算

地区	基本水量	基本料金 ※税抜	1㎡毎超過料金 ※税抜	下水道水量の計測方法
萩原 小竹 金山	10㎡	1,715円	143円	上水道使用量 (井戸水、山水等を下水道に流す場合はメーター設置が必要)
下呂	20㎡	1,980円	21～30㎡ 120円	一般家庭・・・家族人数により一定の水量 ～3人20㎡ 4人25㎡ 5人30㎡ 6人35㎡ 7人39㎡ 8人43㎡ 以降1人増につき4㎡の加算 温泉旅館・・・入湯人員による水量 入湯人員×0.95㎡/人 その他の事業所・・・上水道使用量
			31～50㎡ 140円	
			51㎡～ 155円	

統一後の料金

※料金は税抜表示。消費税別途加算

地区	基本水量	基本料金 ※税抜	1㎡毎超過料金 ※税抜	下水道水量の計測方法
市内全域	10㎡	1,715円	143円	上水道使用量（井戸水、山水等を下水道に流す場合はメーター設置） 温泉旅館は入湯人員による水量 入湯人員×0.95㎡/人

料金統一による影響（下呂地区のみ）

使用水量	現行料金※税込	統一料金※税込	現行料金との差額
～10㎡	2,138円	1,852円	286円減
20㎡	2,138円	3,396円	1,258円増
25㎡	2,786円	4,168円	1,382円増
30㎡	3,434円	4,941円	1,507円増
35㎡	4,190円	5,713円	1,523円増
40㎡	4,946円	6,485円	1,539円増
50㎡	6,458円	8,029円	1,571円増
100㎡	14,828円	15,751円	923円増
180㎡	28,220円	28,107円	113円減
200㎡	31,568円	31,195円	373円減
500㎡	81,788円	77,527円	4,261円減
1,000㎡	165,488円	154,747円	10,741円減
5,000㎡	835,088円	772,507円	62,581円減

下水道料金の計算方法

(基本料金+超過料金) × 1.08

※1円未満切り捨て

【一般家庭25㎡使用の場合】

基本料金 10㎡まで 1,715円

超過料金 143円×15㎡ 2,145円

計 3,860円

消費税 308円

下水道料金 4,168円

下水道料金速算式

(143円×水量(㎡) + 285) × 1.08

※1円未満切り捨て

その他統一事項

- (1) 井戸水、山水等を下水道に流す場合の水量算定の統一。
(原則市から貸与されたメーター設置となります。設置費用はお客様負担となります。)
- (2) 井戸水、山水等を下水道に流す場合の水量メーター使用料の統一。

【問合先】上下水道部水道料金課 ☎ 24-2222 (内線 285・286)

手助けが必要なときは、周りの人に遠慮なくお願いしましょう

お知らせ